

発議案第3号

新型コロナウイルス等感染症への対策の充実を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月10日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登
	同	河野慎一

提案理由

国に対し、新型コロナウイルス等感染症への対策の充実を求める。

これが、本案を提出する理由である。

新型コロナウイルス等感染症への対策の充実を求める意見書について

本年1月に感染が確認された新型コロナウイルスは、中国湖北省武漢市で発生して以降、爆発的拡大を続け、中国では1月29日時点で感染者が5,900人を超え、2002年から2003年までに流行した重症急性呼吸器症候群（SARS）での感染者数を上回った。日本国内でも7名の感染が確認され、感染拡大の様相を見せる新型コロナウイルス関連肺炎への対策が求められている。

厚生労働省は、空港などの検疫所において、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船での入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合又は解熱剤と咳止めを服薬している場合における検疫官への自己申告の呼びかけ、さらに国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを運用している。

本市においては、管轄する保健所や東京女子医科大学附属八千代医療センターなどの医療機関と連携し、感染拡大防止に努めているところであるが、国においては、現時点における検査体制や感染者の状況を詳細に把握し、対策を講じることが求められている。これ以上の感染拡大を防ぐためにも、感染症対策の充実は待ったなしの課題である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 日本国民及び外国人旅行者等に新型コロナウイルス関連肺炎に関する情報の周知を徹底し、医療機関と連携して、感染拡大の防止に取り組むこと。
 - 2 検査が可能な国立感染症研究所だけでなく、全国の施設でも検査が可能となるよう早急に体制を整備し、今後も含めた感染症対策の充実を図ること。
 - 3 発熱外来を設置する自治体や医療機関に対して、財政的支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様